

## 常滑市自動体外式除細動器（AED）貸出事業実施要綱

### （目的）

第1条 この事業は、常滑市内で開催され、多くの市民が参加することが見込まれる行事において、参加者等が突然心肺機能停止状態に陥ったときに備え、当該行事を主催する団体等に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出しすることにより救命率の向上を図ることを目的とする。

### （貸出しの対象）

第2条 AEDは、次の各号のいずれにも該当する行事を開催する場合に、当該行事を主催する団体等に貸出すものとする。ただし、消防長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- （1）市内で開催する行事であること。
- （2）市民が10人以上参加する行事であること。
- （3）営利を目的としない行事であること。

### （貸出し要件）

第3条 AEDの貸出しは、原則として、医療従事者又は普通救命講習その他これに類する講習を修了又は受講した者が、行事を主催する団体等を通じてその会場等に配置されることを条件とする。

### （貸出期間及び貸出回数）

第4条 AEDの貸出し期間は、引渡しの日から起算して7日以内とし、貸出し台数は1台とする。ただし、消防長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### （経費負担）

第5条 AEDの貸出しは、無償とする。

### （貸出しの申請）

第6条 貸出しを受けようとする団体等は、貸出し受けようする日の2月前から7日前までに自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1）により消防長に申請しなければならない。

### （貸出の決定）

第7条 消防長は、前条に規定する申請のあった場合は、AEDの貸出しの可否を速やかに決定し、自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書を（様式第2）を当該申請者に通知するものとする。

### （機器の管理等）

第8条 AEDの貸出しを受けた団体等は、当該AEDの管理及び使用にあたって次の事項を守らなければならない。

- （1）AEDを目的以外で使用してはならない。
- （2）AEDを転貸又は譲渡してはならない。
- （3）AEDの故障又は破損、紛失した場合には、直ちに消防長（消防本部）、へ報告しなければならない。

(損害賠償)

第9条 貸出しを受けた団体等は、A E Dの管理及び使用にあたって故意又は過失によりA E Dを亡失し、又は損傷させたときは、相当額と認める金額をもって、賠償しなければならない。

(A E Dの返却)

第10条 貸出しを受けた団体等は、貸出し期間内にA E Dを返却し使用報告書(様式第3)を提出しなければならない。

(A E Dの貸出しの中止)

第11条 消防長は、必要があると認めるときは第4条の規定にかかわらず、当該A E Dの貸出しを中止し、貸出しを受けた団体等に返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



平成 年 月 日

自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書

団体名  
代表者

様

常滑市消防本部消防長

平成 年 月 日付けで申請のありました自動体外式除細動器（AED）の貸出しについて、下記のとおり承認いたします。

記

イベント名	
開催期間	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
開催場所 （施設名等）	常滑市
貸出予定日	平成 年 月 日（ ）
返却予定日	平成 年 月 日（ ）
備考	・常滑市自動体外式除細動器（AED）貸出事業実施要綱を遵守すること。

